

すてきな笑顔と花のまち

HIGASHIKAGURA

東神楽 12

2016
December
No.627



特集

コミュニティスクール特集
みんなで公民館を作ろう③



平成28年10月末現在
()内は前月比[]内は前年同月比

10,391人(+6)[+47]

● 男4,907人(-5)[+7] ● 女5,484人(+11)[+40]

● 世帯数 4,282戸(-1)[+62]

住民基本台帳より ※住民基本台帳法の一部改正により
外国人住民が加わりました。

はな

ひと

わ



今月の表紙は、10月29日(土)に開催されたハロウィンパーティーでの1枚。絵本『ウォーリーをさがせ!』のウォーリーになりきった男の子が、ゲームで遊んでいるところです。楽しみながらも、時折真剣な表情を見せていました。ゲームの他にも、フェイスペインティングや制作活動のコーナーもあり、参加した子どもたちは終始思い思いにハロウィンパーティーを楽しんでいる様子でした。(こ)

目次 CONTENTS

- まちのできごと.....3
- 特集.....4~9
- Pickup.....10~15
- 健康食育.....16
- ほそめ先生とはじめての花育.....17
- スマイルキッズ.....18
- 子育てコラム.....19
- 子育て・保健案内板.....20
- インタビュー.....21
- 情報案内板.....22~29
- カレンダー.....30



花のまち随想



東神楽町長
山本 進

10月の下旬から大雪となり、解けるのかと思ったら結局根雪になりそうです。今年は、8月の台風被害、例年よりもかなり早い降雪など、あまり天気には恵まれていないようです。今回の大雪もそうですが、6月の低温や災害など、農家の皆さんには、苦勞の多い年だったと思います。しかし、水稻の方は作況指数で103.7とおおむね平年作となり、今年もおいしい新米を食べられました。『地産地消』の言葉のとおり、東神楽産のお米を食べている町民の方も多と思いますが、町内産米の多くは、町外での販売に向けています。今年からアジアに向けての輸出も始まり、すでに台湾に向けて出荷しています。農業は国の政策動向により、色々な影響を受けますが、北海道の穀倉地帯にある東神楽町として、さらに競争力を高めていく必要があります。

平成25年度から調査地区として取り組んでいました、国営緊急農地再編整備事業については、来年度から旭東東神楽地区(東神楽町内の低台地区)が、新規事業着手地区として、農水省の概算要望にまで到達しました。これは、農地の大型化(平地で2.2ヘクタール、傾斜地で1.1ヘクタールを基準)と併せて用排水施設の整備などを行う大規模な事業です。これにより、生産コストを削減し、より競争力を高めていくことが期待されます。現在東神楽町内には農業後継者も多くなってきており、JA東神楽の青年部も10年前の約2倍の人数となり、活気も出てきています。また、直売所での販売も増えてきており、地元産の野菜を食べられる機会も多くなりました。統一ブランドデザインの取り組みも進んできており、地域をあげて『東神楽』の価値を上げていきたいと思っています。

身近な情報などをお待ちしています。また、このページの掲載写真は、ご本人に差し上げますのでご連絡ください。

■ まちづくり推進課 ☎ 83-2113

タウンニュース

特集

Pick up

健康食育

スマイルキッズ
子育てコラム

子育て案内板
子育てメニュー

情報案内板



トドックダンスのCM撮影

10月26日(水)

ぱれっとにおいて、コープさっぽろのCMで流れる、トドックダンスの撮影が行われました。ぱれっとの利用者のほか、小規模保育所と中央保育園の園児も加わり、総勢 70 人ほどでの撮影。皆さん元気いっぱいのトドックダンスを見せてくれました。なお、CMの放送期間は決まり次第お知らせします。



第47回総合文化祭

10月29日(土)~30日(日)

第 47 回総合文化祭が 2 日間にわたり行われました。音楽・芸能発表ではダンスや楽器演奏など、また、作品展示では生け花や人形制作など、ともに日頃の努力が伝わる素晴らしい内容でした。

また、あわせて実施されたこれとまつりや新そば祭り、チャリティ遊休品リサイクルやキッズフリーマーケットなどの催しも盛り上がりを見せ、会場は多くの人で賑わいました。



そばうち段位認定

11月6日(日)

総合福祉会館において、そば打ちを職業としない人を対象とした、一般社団法人全蕎協による『第 1 回素人そば打ち段位認定東神楽大会』が開催されました。聖台手打ちそば研究会からも 5 人が参加し、全体で初段位 18 人、二段位 17 人の合わせて 35 人全員が合格を手にしました。熊谷隆一大会実行委員長は「技術の向上を通して自らを高めるとい『そば道』を実践してください」と話し大会を締めくくりました。



栗コーダーカルテット&ビューティフルハミングバードコンサート

11月20日(日)

総合福祉会館において、NHK の人気番組『ピタゴラスイッチ』など、子ども向けの音楽などを数多く手掛けている栗コーダーカルテットとビューティフルハミングバードによるコンサートが開催され、町民など約 220 人が参加しました。この日は、アンコールを含め 20 曲を演奏。映画『ジョーズ』の音楽とスターウォーズ『帝国マーチ』をカバーしたメドレーでは、原曲とは違うコミカルな音楽に会場からは笑いも起きていました。

地域とともにある

学校づくりを目指して

東神楽町のコミュニティスクール

コミュニティ・スクールの推進

近年、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少・核家族やひとり親家庭、共働き世帯の増加・いじめや暴力行為などの問題行動の発生、不登校児童生徒の増加などがメディアなどで取り上げられ、社会全体での教育の充実と必要性が重要視されてくるようになりました。これらは、決して当町においても無視できる問題ではありません。

こうした社会的背景もふまえ、東神楽町では、平成26年度に小学校4校を中心に合同推進委員会を設置。2年をかけて、保護者や地域の皆さんが、学校運営に一層参画できる体制づくりについて検討を重ねてきました。中学校に先駆け、平成28年1月12日に、小学校4校をコミュニティ・スクールに指定。中学校については、平成28年10月1日にコミュニティ・スクールとして指定しました。

これまで、東神楽町ではそれぞれの地域特性の下、各地域において特色ある教育に取り組んできました。今後も、培われてきたものを変わずに継続させるためには、コミュニティスクールという新たな組織体制の構築が必要であると考えました。教育現場のみならず、学校・家庭・地域が力を合わせ、東神楽町が目指す子ども像を明確にしながら、共通理解のもと子どもたちを守り・育てていくための有効なシステムの1つとして、コミュニティ・スクールを活用できればと考えています。

【コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは】

教育委員会が制定する規則に基づいて指定され『学校運営協議会』を設置した学校を指します。『学校運営協議会』の委員は、教育委員会から任命された保護者や地域住民など、各校14名で構成。学校運営協議会では、校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認したり、教育活動についての意

見を述べたり、保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映させ、学校のさまざまな課題解決を行います。学校運営にあたり、保護者や地域の皆さんも参加し、学校・保護者・地域が力を合わせ活動することにより、互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子どもの成長を支えていく『学校づくり』『地域づくり』を進めていくのがコミュニティ・スクールです。学校運営協議会の主な役割については『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5』において定められています。

※学校運営協議会制度とは、保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任を持って学校運営に参画する制度です。

【地域学校協働本部の役割について】

地域学校協働本部では、教育長を本部長として『学校支援活動』『土曜日などの教育活動』『放課後子ども教室』などの『支援』から『連携・協働』を

進めていくためのコーディネート機能の充実やこれまで行われてきた個別活動の総合化やネットワーク化を図ります。各学校運営協議会で出された意見を検討し、対応策を協議したり、地域学校協働本部事務局に直接依頼などがあつた場合は、必要に応じて対応を行っています。

また、さまざまな人が関わるることができるように、学校ごとに『人材バンク』を作成。一連の活動が浸透していくよう、活動内容の積極的な発信も行っていきます。

【学校・地域を支える協力者を募集します！】

各校のコミュニティ・スクールと地域学校協働本部が連携・協働を図りながら、学校・地域を盛り上げていきたいと考えています。募集チラシについては、町内各社会教育施設に置いてあります。ぜひ、ご登録ください。今後、コミュニティ・スクールなどの取り組みについては、各校の便り

■問い合わせ■

教育委員会
教育推進課

(☎ 83-5406)

地域の元気づくり課

(☎ 83-5407)

やホームページなどでお知らせします。始まったばかりの取り組みなので、時間をかけ、検討・改善を繰り返しながら、学校・地域が一体となり教育活動を進める体制を整えていきます。

※コミュニティ・スクールや地域学校協働本部以外にも、より良い教育環境を整えるため、教育委員会では、さまざまな事業に取り組んでいます。

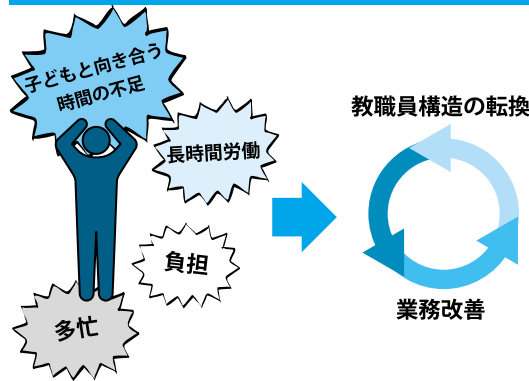
チーム学校の実現に向けた業務改善推進

目的 学校における業務改善のための学校マネジメント力強化や教職員などの役割分担など、組織体制の見直しによるチーム体制を構築することを目指します。

教職員などとの協働の在り方、学校における業務見直し、機能強化を行うことにより、学校の持つパフォーマンスを最大限に発揮できるようにするものです。

主な内容 大学などの持つ知見を活用しながら、学校の教職員や役場職員、北海道教育委員会職員などを対象に、ヒヤリングやアンケート調査を実施し、新たな学校モデルなどについての意見・課題・認識を調査します。このほか、『熟議』を開催し、情報交換と協議を行い、子どもにとってより良い学校・地域づくりを目指します。

チーム学校の実現に向けた業務改善の仕組み



- ・専門性に基づくチーム体制の構築
- ・学校のマネジメント強化
- ・教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

子どもと向き合う
時間の確保

『学校』と『地域』の連携・協働と推進体制の仕組み

学校 (コミュニティ・スクール)

地域コーディネーター（教務担当教諭）を窓口に、学校運営協議会の運営業務の調整や地域住民などによる学校支援などの地域連携の企画・調整を行う。

(例) ○○小学校運営協議会

- ・学校運営基本方針の承認
- ・学校運営（教育活動）に関する意見
- ・学校支援活動などの総合的な企画
- ・学校関係者評価の基本方針の検討
- ・学校運営に関する全体的な協議の場



外部評価委員

両輪となり推進
パートナーシップの構築により、新しい時代の教育、地方創生の実現を目指す。

地域

地域コーディネーター（教育委員会職員）が地域側の窓口となり、学校支援、放課後の教育活動などの調整を行う。
※地域学校協働本部に所属

- ・PTA・保護者・こども会・同窓会・幼稚園、保育園
- ・民生委員児童委員・学識経験者・少年団 など

東神楽町地域学校協働本部

本部長（教育長）

事務局長（地域の元気づくり課長）

※会議については、学校運営連絡協議会メンバーを招集

- ・学校支援活動
- ・放課後子ども教室
- ・地域における活動
- ・土曜日などの教育活動
- ・家庭教育支援活動
- ・学びによるまちづくり

コーディネート機能の充実

これまでの個別活動の総合化・ネットワーク化

『支援』から『連携・協働』へ

東神楽町コミュニティ・スクール連絡協議会

町内各小中学校の運営協議会の調整・情報交換を行ったり、地域学校協働本部との課題などの共有を図る。

■ 首長部局との協働による
新たな学校モデルの構築

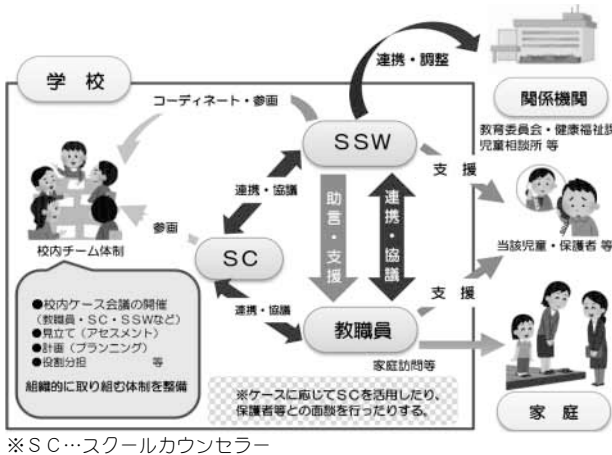
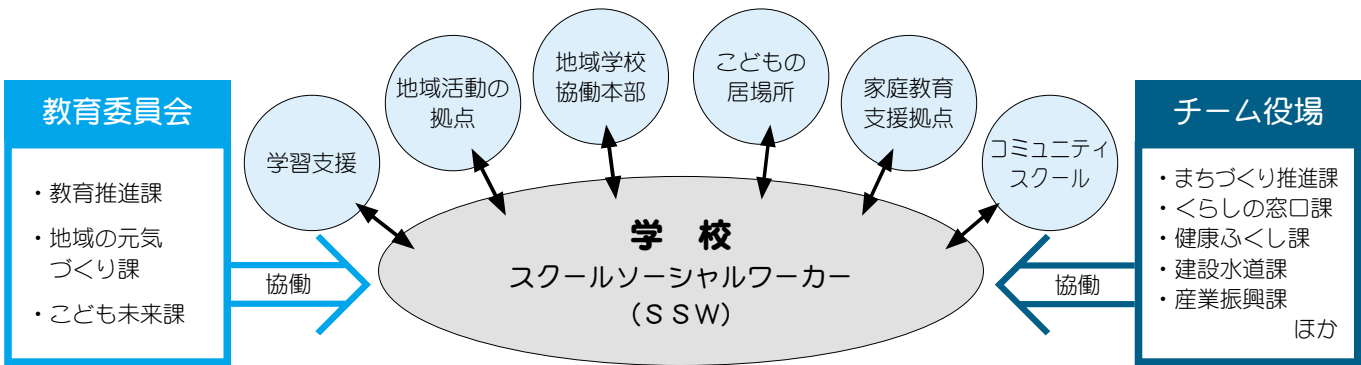
■ 事業目的 子どもの貧困やいじめ、不登校、家庭に課題がある児童・生徒への対応など、学校が抱える課題解決に向けた総合的な対策プログラムを教育活動として実践するため、首長部局や地域・関係機関・家庭が連携してスクールソーシャルワーカー（SSW）を中心とした学校支援体制（学校プラットフォーム）の構築と実践による学校課題と地域課題を解決し、子どものより良い育ちを支援します。

■ 主な内容 モデル実践中心校の東神楽中学校にスクールソーシャルワーカーを中心とした学校支援体制（学校プラットフォーム）を設置して、課題解決型教育プログラムを作成し実践します。

また、子どものための地域・学校づくり熟議を開催して、情報交流と協議を行い、学校・地域・保護者・関係機関が町ぐるみで子どもの育ちを支援します。

首長部局との協働を実践する組織体として『チーム役場』を設置します。チーム役場は、学校支援体制に参画しそれぞれの立場で課題解決に向けての役割を果たします。

新たな学校モデル（プラットフォームのある学校）



※SC…スクールカウンセラー

△スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用について▽

今年度から、東神楽中学校を主な活動拠点とし、4名のSSWを配置しています。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関などとのネットワークの構築、連携・調整などを行うと共に、ご家庭の子育てにおける悩みなどにも対応します。教育委員会教育推進課または、お子さんが通われる各小中学校へご連絡ください。

■ 地域提案型の学校を核とした
地域魅力化の推進

■ 事業目的 コミュニティ・スクールによる成果と課題を踏まえ、志比内地区の特色を生かした活動を充実させ、学校を核とした継続して行う地域活性化に向けた、活動を実践します。

■ 主な内容 地域機関および旭川大学との強固な関係の連携体制の構築。山村留学校・特認校のPRのための広報活動の充実。学校行事・地域イベントの魅力化を図ります。

※志比内小学校では、平成5年から山村留学校・特認校として認定を受け、道内をはじめ、全国から山村留学生を受け入れています。子ども一人一人に目を向け、手厚い指導ができる小規模校であるとともに、複式学級編成による異学年との交流などの特徴と良さを生かし、こころ温かい志比内地区の住民の輪の支え合いのもとで『生き生き、のびのびと、自身自身を高めていく子どもの育成』を目指しています。



Change our School

コミュニティ・スクールによる教育活動の例

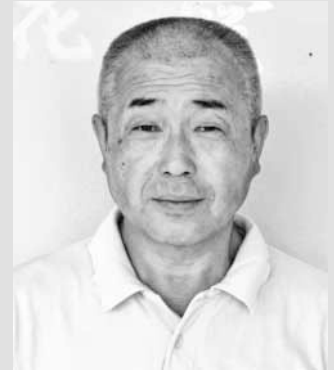
ふるさと東神楽の本物にふれる

～地域とともにある学校づくり 東小学校応援団～

第1回東神楽小学校学校運営協議会の中で、校長先生から「CSとして、開かれた学校をより推進し、地域の特性を生かしながら、家庭・地域との連携・協力を努める」と話がありました。とりわけ、「本物に触れる機会・体験を重視していきたい」との方針を受け、ふ



るさと東神楽を学ぶ『本物体験学習』に取り組みました。このほかに、5年生の稲作体験、3年生の学校園作りで、ゲストティーチャーとしてGTA(祖父母の会)による『畑の先生』など、地域の人材を活用した『本物体験』をしています。



東神楽小学校 学校運営協議会
会長 北川 信一 さん

北川さんからのメッセージ

この活動を通して、ふるさとへの思いを深めていっていただければと思います。毎年、4年生で実施している「グリーン・ツーリズム」は、今年で4回目になります。子どもたちが実際に農家を訪ね、野菜の収穫から、袋詰めまでを体験することを通して、食と農業、生産者の願いにふれ、ふるさと東神楽のよさを体感していただければと思っています。

今、『地域連携』の穂が実る

～『おやじの会』で盛り上げる 5年生『田んぼの学校』～

東聖小は、20年前まで、全校児童約80名の、いわゆる小規模校で、学校と地域のつながりは密接でした。しかし、ここ20年で児童数が7～8倍になり、活気あふれる学校となった反面、これまでの良さであった『学校と保護者・地域との連帯感』が薄まっているとの声があがりました。そこで、4年前から、かつての連帯を取り戻すべく『東聖小おやじの会』が結成され、様々な取組が進められてきました。『田んぼの学校』の取組は5年生の総合的な学習で、以前から行われていたが『おやじの会』の代表で農業を営む島田さんが、会の結成時にこの活動を引き継いで現在に至っています。



島田さんからのメッセージ

町の基幹産業である『農業』を、地域の子供たちに知ってもらいたいという思いでこの活動に取り組んでいます。町の特産品である米づくりを体験し、できた米を味わって、少しでも、この町の特徴や良さを感じてほしいと思います。私たちが直接子どもたちとかわり、子どもたちが『地域』にふれることで、本物の『連携・連帯』が生まれると思います。これからも、子どもたちのためにできることを考え、実行していきます。



東聖小学校 学校運営協議会委員
「おやじの会」
代表 島田 謹介 さん

みんなで 公民館をつくらう!

～志比内地区公民館整備事業を追う～

【第3回】



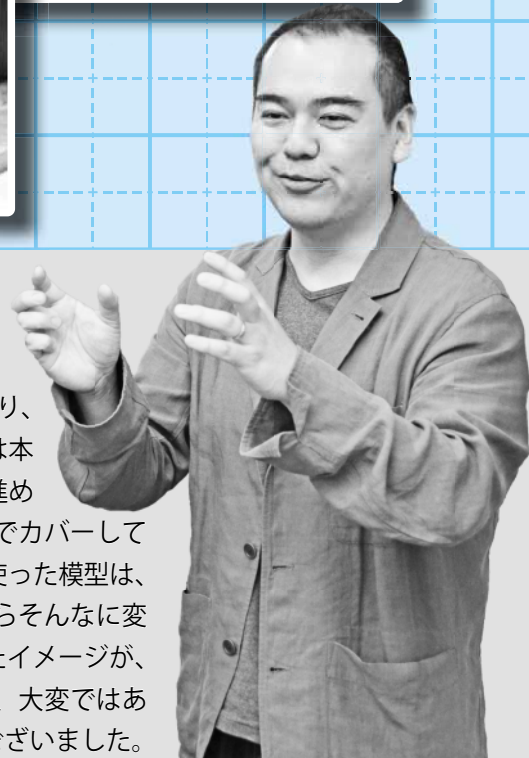
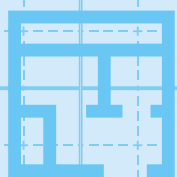
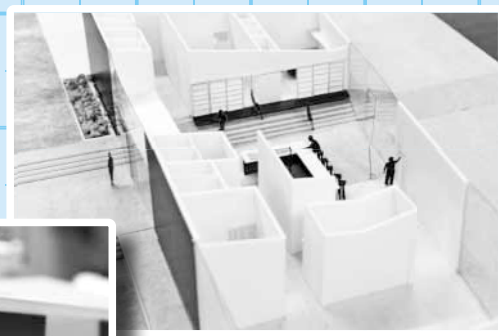
10月17日(月)に、志比内地区公民館整備事業の3回目のワークショップが開催されました。

前回のワークショップでは、『和室』『食堂』など、部屋や設備の名前が書かれた紙の模型を使い、公民館の間取りなどをグループに分かれて検討。その意見を大学側が集約し、全体で優先順位が高いものは何かというイメージの共有を行いました。

今回のワークショップでは、今までのワークショップを通して出てきた意見などを踏まえ、案として作成した公民館の模型をお披露目しました。最初に森傑先生が模型についての説明をした後、参加者が近くでまじまじと模型を見学。その模型の完成度の高さに、驚きの声や、完成への期待の声が上がりました。また、気になった部分を先生と話し合う住民の姿も見られました。

今後の予定は、今回制作した模型の案を基に、さらに細かい部分の検討を行い、図面としてまとめ、来年度に着工・完成する予定です。

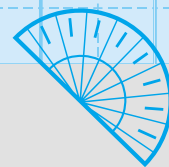
完成した際にはあらためて広報などでお知らせしますので、楽しみにお待ちください。



今までを振り返り、森先生が感じたこと

当初から地区別まちづくり計画に多くの方が参加していたということもあり、地区の人がしっかり自分の住んでいるところに対して考えた経緯があったのは本当によかったと思います。そのおかげでスムーズに走り出せました。ただ、進めていくと当然違う意見は出てくるもので、それらをどのようにして一つの形でカバーしていくのか、すごく難しいと感じました。でも、実は3回目のワークショップで使った模型は、この土地を初めて見たとき「こんな形になるのかな」とイメージしたものからそんなに変わってないんです。地区別まちづくり計画の情報を踏まえて自分が描いていたイメージが、うまくはまったような感じですね。あまり時間が無い中での作業だったため、大変ではありましたが、皆さんと協力して進めて来られたと感じています。ありがとうございました。

ワークショップに参加してみて



タウンニュース

特集

Pick up

健康食育

スマイルキッズ
子育てコラム

子育て案内板
インタビュー

情報案内板



今回で3回目の参加となります。作っていただいた模型は、精巧に作られていて完成度が高く、完成した公民館のイメージができました。キッチンなど、いろいろな部分が今回の建て替えで使いやすくなると思います。模型の段階でここまで期待できるので、完成したのを見るのがとても楽しみです。



西山 澄子さん

参加した 大学生に聞きました

北海道大学大学院修士課程1年
駒井 健治

模型作りは、住民の皆さんに具体的にイメージしてもらえよう、細かい部分も意識して作りました。今回の建て替えは、地域の代表の方だけではなく、一人一人と対話し、『個人』を考慮して設計することができました。このような設計環境は二度と出会えないと言っているほど素晴らしいものだと感じますし、やりがいもありました。多くのことを学ぶことができ、本当にやって良かったと思います。

地域の人の意見を大事にした設計だと思います。色々な意見が出ていましたが、それをうまくまとめて、120%の設計をしてもらえたと感じます。現状と比べると十分すぎるスペースが確保できると思いますので、完成が楽しみです。立派なものになると、期待しています。



米山 寿一さん

今回のワークショップの振り返りと今後について

今回は公民館について何かを検討するという内容ではなく、過去に出てきた意見を技術的、デザインの、そして景観の事を含めた視点でまとめた模型を、皆さんにお披露目する回でした。家に帰った後でも、公民館の具体的な部屋のイメージが3次元で思いだされる模型になるよう、考えてつくりました。自分としては割とよくできたと思っています。今後については、最終的に決まったものに対し、設計事務所の方でどういう風にするのか、構造的な部分を含めて一緒に考えていきます。予算との兼ね合いもあるため、もしかしたらどこか妥協をしなければならない状況にもなるかもしれませんが、今の段階ではイメージが大きく崩れることもないと感じています。ぜひ、完成を楽しみにしててください。



どさんこ・子育て特典制度

『どさんこ・子育て特典制度』とは

商工団体、企業などの理解と協力を得ながら、地域社会全体で子育て世帯を応援する制度です。妊娠中の方や小学生までの子どもがいる世帯が買い物や施設などを利用する際に、認証カードを提示することで、制度に協賛してくれる店舗や施設でさまざまな特典を受けることができます。

認証カードの使い方



- ①カードの表面には『東神楽町』と記載してください。
- ②カードの裏面には、保護者の氏名と子どもの氏名・生年月日を記載してください。
- ③協賛店には、協賛ステッカーが掲示されていますので、カードを提示して特典を受けてください。

東神楽町以外でも使えます

認証カードは東神楽町内の協賛店で使えるだけでなく、全道域で協賛している施設などでも使用できます。また、平成28年4月から、子育て支援パスポート事業の全国共通展開に参加する41道府県でもカードが利用できます。利用できる施設・店舗については、北海道のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/dosanko.html>)をご覧ください。



協賛店を募集しています!!

子育て家庭を地域で支援する『どさんこ・子育て特典制度』は、11月1日現在、下の表の事業者に協賛いただいています。みなさんのお店でも協賛可能な特典を設け、子育て家庭への支援を行ってみませんか。協賛店の募集は随時行っていますので、ご協力いただける事業者の方は、こども未来課（☎83-5423）までご連絡ください。

※カードは第三者に譲渡、貸与できません。

妊娠中の方や小学生以下の児童がいる世帯で認証カードをお持ちでない方は、こども未来課でお渡ししますので、対象家庭であることを確認できる書類（母子手帳や保険証など）をお持ちください。

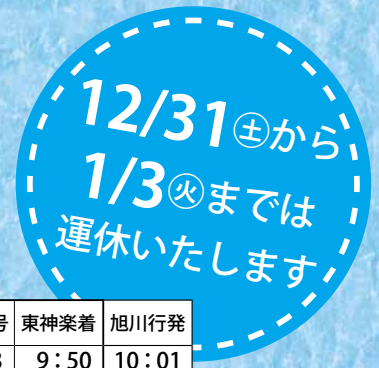
町内協賛店一覧（11月1日現在）

店舗・施設名	所在地（電話番号）	特典内容	特典日
ホースカンパニー	東神楽町基線25-20 ☎83-6288	草の道の引き馬、30分お散歩コースを利用した小学生以下にニンジン1カップ（100円）サービス	通年
(株)大江商店	旭川市7-15左1 ☎23-3011	店舗にご来店のうえ購入時に20%引き（一部除外品あり）	通年
焼き肉 高麗苑	東神楽町南1条西1丁目 ☎83-2673	妊婦の方と小学生以下でソフトドリンク注文時に50円引き	通年
(有)ユービ	東神楽町南1条西3丁目 ☎83-3609	家庭における施設の改修工事、宅内用品の販売5~10%割引	通年
ランドリームクリーニング東神楽店	東神楽町北2条西3丁目 ☎83-4644	小学生以下のお子様の衣類クリーニング代金20%引き	通年
ランドリームクリーニングベストム店	東神楽町ひじり野南1条5丁目 ☎83-3456		
キッチン・マロン	東神楽町10号 ☎090-2813-9620	妊婦の方と小学生以下でソフトドリンク注文時に50円引き	通年
ツルハドラッグ東神楽店	東神楽町ひじり野北1条3丁目 ☎83-6013	医薬品・健康食品・ベビー用品をお買上げ額から5%割引 ※対象となる商品は当社規定により設定（一部対象外あり） ※お客様感謝デー5%割引、シニア感謝デー5%割引、LINE5%割引クーポンとの併用はできません。	通年
森のゆ花神楽（全道域協賛施設）	東神楽町25号 ☎83-3800	日帰り温泉入浴料を大人100円、小人50円割引	通年

冬休み期間中スクールバスの運行時刻が変わります

12月23日(金)～1月17日(火)の時刻表です。

なお、12月31日(土)～1月3日(火)までの期間は運休いたします。お間違えのないよう、ご注意ください。



■平日の時刻表

聖台線	旭川から着	東神楽発	基線13号	基線8号	高台10号	東2線	高台6号	高台2号	基線6線	公民館	高台13号	東神楽着	旭川行発
	9:00	9:15	9:22	9:25	9:26	9:28	9:30	9:33	9:37	9:40	9:43	9:50	10:01
	12:00	12:40	12:47	12:50	12:51	12:53	12:55	12:58	13:02	13:05	13:08	13:15	13:35
	15:00	15:40	15:47	15:50	15:51	15:53	15:55	15:58	16:02	16:05	16:08	16:15	16:16

稲荷・八千代線	旭川から着	東神楽発	神社	ゴルフ場入口	三楽	公民館	八千代	畑中様前	八千代	公民館	ゴルフ場入口	三楽	神社	東神楽着	旭川行発
	8:00	8:15	8:22	—	—	8:24	8:27	8:32	8:37	8:40	8:45	8:47	8:50	9:00	9:10
	10:30	11:40	11:47	—	—	11:49	11:52	11:57	12:02	12:05	12:10	12:12	12:15	12:25	13:35
	13:31	14:40	14:47	14:53	14:55	14:57	15:00	15:05	15:10	15:13	—	—	15:15	15:25	16:16
	16:31	16:40	16:47	16:53	16:55	16:57	17:00	17:05	17:10	17:13	—	—	17:15	17:25	17:31

忠栄・志比内線	旭川から着	東神楽発	南2線18号	20号	南忠栄	25号	花神楽	志比内	花神楽	25号	南忠栄	20号	南2線18号	東神楽着	旭川行発
	—	7:15	—	7:23	—	7:26	7:28	7:35	7:42	7:44	7:47	7:49	7:52	8:00	8:36
	10:30	10:40	—	10:48	—	10:51	10:53	11:00	11:07	11:09	11:12	11:14	11:17	11:25	11:31
	13:31	13:40	13:48	13:51	13:53	13:56	13:58	14:05	14:12	14:14	—	14:17	—	14:25	14:31
	17:31	17:40	17:48	17:51	17:53	17:56	17:58	18:05	18:12	18:14	—	18:17	—	18:25	19:01

※土曜、日曜、祝日は忠栄・志比内線のみ、次の【土曜、日曜、祝祭日】時刻表で運行しますので、お間違えのないようお願いいたします。

■土曜、日曜、祝日の時刻表

忠栄・志比内線	旭川から着	東神楽発	南2線18号	20号	南忠栄	25号	花神楽	志比内	花神楽	25号	南忠栄	20号	南2線18号	東神楽着	旭川行発
	—	7:15	—	7:23	—	7:26	7:28	7:35	7:42	7:44	7:47	7:49	7:52	8:00	8:36
	9:00	9:40	—	9:48	—	9:51	9:53	10:00	10:07	10:09	10:12	10:14	10:17	10:25	11:31
	12:00	12:40	12:48	12:51	12:53	12:56	12:58	13:05	13:12	13:14	—	13:17	—	13:25	13:35
	16:31	16:40	16:48	16:51	16:53	16:56	16:58	17:05	17:12	17:14	—	17:17	—	17:25	17:31

- 乗車料金（1回）大人100円 子ども50円
- 『旭川から着』『旭川行発』の時刻は、旭川電気軌道バスの発着時刻です。
- 定期券および無料乗車証の交付を受けている方は、乗車の際に必ず無料乗車証などをお持ちのうえ、運転手に提示してください

運行時刻の変更について、詳しくは建設水道課（☎83-5413）までお問い合わせください

固定資産税の課税免除について

東神楽町企業等立地促進条例に係る固定資産税の課税免除について

町内で、一定の要件を満たした工場、事業所および試験研究施設を新設または増設した事業者は、条例に基づき、固定資産税の課税免除が受けられます。

【対象となる業種】

製造および加工業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、サービス業などです。

【要件】 次の要件を満たす者です。

- ・新設～固定資産の投資額が5,000万円を超え、かつ、10人以上の常時雇用した者（事業所などは5人以上の雇用）
- ・増設～固定資産の投資額が3,000万円を超え、かつ、3人増以上の常時雇用した者（事業所などは2人増以上の雇用）
- ・既存事業場の取得～固定資産税の投資額が3,000万円を超え、かつ、10人以上の常時雇用した者（事業所などは5人以上の雇用）

【課税免除の対象】

事業に直接係る機械および装置もしくは建物、土地に対して課する固定資産税です。

【免除期間】 3年度間

【課税免除の申請】

課税免除を受けようとする年の1月31日までに必要書類を添付し、産業振興課に申請してください。

東神楽町再生可能エネルギー推進条例に係る固定資産税の課税免除について

町では、環境負荷の軽減および低炭素化を図り、社会への環境保全に貢献し、地域経済の発展に寄与するため、再生可能エネルギーを生成するための設備を新設または増設した事業者は、条例に基づき、固定資産税の課税免除が受けられます。

【対象事業者】

町内において再生可能エネルギーを供給する事業を営む法人または個人

【課税免除の対象】

再生可能エネルギーを生成するために新設または増設された設備の償却資産

【免除期間】 3年度間

【課税免除の申請】

課税免除を受けようとする年の1月31日までに必要書類を添付し、産業振興課に申請してください。

※家庭用太陽光発電設備は対象外

詳しくは、ホームページをご覧ください。または産業振興課☎83-2114(直通)までお問い合わせください。

町内道路の除排雪作業について

安全な冬道を確保するために

建設水道課建設グループ

☎83-5414



東 神楽町の道路の除排雪について
旭川建設管理部が、町道は『建設水道課』がそれぞれ分担して作業を進めています。
上川総合振興局 旭川建設管理部では、除雪費の縮減と指示命令系統の簡略化を図るため、除雪の広域ゾーン化を実施しています。
これにより、町内の道道は『旭川環境事業協同組合』が担当します。また、町道の中央およびびじり野市街地は、東神楽町道路除排雪事業協

▼旭川環境事業協同組合が担当する区域

路線名	区間	延長
道道鷹栖東神楽線	北3条東2丁目（東神楽橋）から 南1条東1丁目（ホクレンスタンド）まで	0.9 km
道道東川東神楽旭川線	南1条西1丁目（郵便局）から 3号南1番地まで	5.6 km
道道旭川空港線	旭川空港から 基線12号まで	4.0 km
道道鷹栖東神楽線	南1条西1丁目から 12号南18番地まで	1.5 km
道道東川東神楽旭川線	19号南3（東橋）から 南1条東1丁目まで	3.9 km
道道旭岳温泉線	志比内（志比内橋）から 志比内（エオルシトンネル）まで	5.3 km
道道天人峡美瑛線	志比内（志比内駐在所）から 志比内（志比内182番地）まで	1.0 km



円滑な除雪作業にご協力ください！

- ◆路上駐車はやめましょう。
- ◆道路での雪遊びはやめましょう。
- ◆路上に器物を置くと事故の原因になるので絶対にやめましょう。
- ◆玄関前や車庫前の除雪はご家庭でお願いします。

同組合が担当し、その他は建設水道課が直営で作業を行います。
今後とも、地域に密着した効率的な作業を行い、安全・安心な道路確保を目指して、除排雪業務を推進いたしますので、ご協力をお願いします。なお、除排雪については次の連絡先までお問い合わせください。

■連絡先

〔旭川環境事業協同組合〕

東神楽町志比内

☎ 21-6301、96-2127

〔建設水道課〕

☎ 83-5414、83-5413、

83-5412

〔東神楽町道路除排雪事業協同組合〕

☎ 83-2735

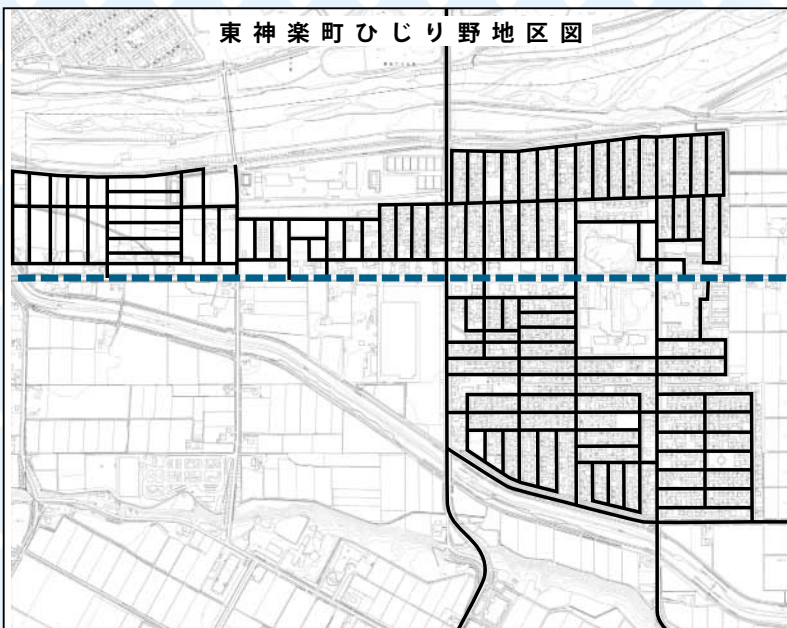


地図中の除雪道路区分

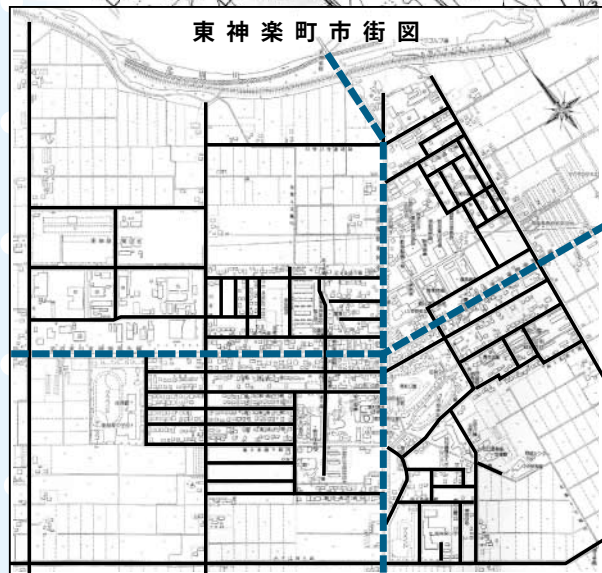
旭川環境事業協同組合
 役場建設水道課



東神楽町ひじり野地区図



東神楽町市街図



政治活動のために使用する 事務所に係る 立札および看板の証票について



公職の候補者もしくは公職の候補者となろうとする者やその後援団体などが政治活動のために使用する事務所に立札や看板のたぐいを掲示する場合は、対象の選挙を管理している選挙管理委員会に申請をし、その際に交付される『証票』を表示（貼り付け）しなければなりません。

■東神楽町選挙管理委員会の証票交付対象となる選挙

- 1 東神楽町長選挙
- 2 東神楽町議会議員選挙

■立札・看板などの規格

公職の候補者や公職の候補者になろうとする者の氏名もしくは氏名が類推される事項、またはその後援団体の名称を表示する立札・看板などを政治活動専用事務所に設置する場合は、次の要件を満たさなければなりません。

① 1人の公職の候補者やその後援団体が設置できる立札・看板などの上限

はそれぞれ4枚

② 1つの事務所に2枚まで

③ 縦150cm以内×横40cm以内（脚付きのものは、脚の部分も含む）

④ 東神楽町選挙管理委員会が交付する証票が表示（貼り付け）されていること

⑤ その立札・看板などが、政治活動専用事務所の表示をするためのものであること

■禁止および注意事項

現在交付されている証票は、平成30年9月30日まで有効のものです。更新の際は、新たに申請が必要となります。（平成26年10月1日から4年間有効のもの）

・構造上から見て立札・看板と認められないものは掲示できません。

・政治活動のために使用する事務所以外には掲示することはできません。

・記載内容は選挙運動にわたるものであつてはいけません。

■証票の返還

次の事項に該当する場合は、速やかに証票を返還してください。

① 立札・看板などを掲示する必要がなくなつたとき

② 交付されている証票の選挙の種類を変更するとき

③ 公職の候補者でなくなつたとき

④ 公職の候補者の後援団体でなくなつ

たとき

⑤ 後援団体を解散したとき

■申請方法

証票を申請する場合は所定の様式により申請が必要となります。証票の有効期間は最大で4年間となります。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。（申請に必要なもの：印鑑（認印可））

■証票の再交付

① 紛失した場合は、証票再交付申請書を提出してください。

② 汚損や破損した場合は、当該証票を添付のうえ、証票再交付申請書を提出してください。

■看板の移動

立札・看板などの場所を移動する場合は、移動届を提出してください。

■罰則の適用

証票交付の手続きがとられていない場合や有効期限切れの場合、または事務所の実態がないところへの掲示などは、公職選挙法第243条により2年以下の禁固または50万円以下の罰金となることがあります。

■問い合わせ

東神楽町選挙管理委員会（☎83-2112）まで

政治家の寄付は禁止！

有権者が求めることも禁止されています。

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会が多いシーズンです。政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されていますので、十分注意しましょう。

また、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。次の①～④まで、および⑥の項目に触れて処罰されると、公民権が停止され選挙への立候補や投票などが禁止されることとなります。

寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

①政治家の寄付の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄付をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄付をすることも罰則をもって禁止されています。

■政党その他の政治団体や親族に対するもの、および政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は、禁止の対象から除かれます（政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります）。

■政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は違法ですが、罰則の対象からは除かれています（選挙に関して

なされた場合や、通常一般の社交程度を超えている場合は処罰されません）。

②政治家に対する寄付の 勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄付をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄付を要求することも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄付の禁止

政治家が、役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄付をすることは禁止されており、選挙に関して寄付をすると処罰されます。

■政党その他の政治団体またはその支部に対するものは除かれます。

④後援団体の寄付の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀やこれらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄付以外の寄付をすると、その時期

や名義のいかんに関わらず処罰されます。

⑤年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。

⑥あいさつを目的とする 有料広告の禁止

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。



政治家は選挙区内の人々に祝金や祝品、あいさつ状などを出すことは禁止されています

健康 ひがしかぐらの の 食育

教えてくれたのは…

保健師 川口 由紀子

身近になった健診

■健康食育タウン事業の『現在』

ひがしかぐら健康くらぶ会員を8月から募集し、11月16日時点で会員数が273名となりました。11月からは、バーチャル歩数イベントも始まり、タニタ管理栄養士による料理教室なども、多くの皆さんに参加いただいて終わることができました。活動量計を持った会員さんからは、「近所へ出かけるにも車を使っていたのが、歩くようになった」「糖尿病の値(HbA1c)も良くなった」との声も聞かれます。

■『自分でみてわかる』取り組みから

活動量計には、総消費カロリー量、歩数、歩行時間、活動エネルギー量がわかる機能があります。そして、町内3か所の『健康の駅』で血圧、体組成を測れば、タニタのからだカルテへ結果が送られ、自分で毎日の活動、測定値を時系列で見ることができます。

■『自分で気づく』取り組みから

「本当に健康になっているのかな？」という住民さんの声。「糖尿病の値が…」など、これらは『血液検査』でなくてはわかりません。普段、通院などをしていない方はどうしたら受けられるのか？それは『健診』です。東神楽町では、今年度から18歳～39歳までの血液検査を受ける機会のない方にも、健診でその機会を提供できるようになりました。これで東神楽町の町民は、すべての年代が何かしらの健診を受けられる環境となりました(図1)。これを利用しない手はありません。ぜひ、運動や普段の食生活の結果を、身近な健診で確認してください。

健康くらぶへ入会希望の方は
ご連絡ください！



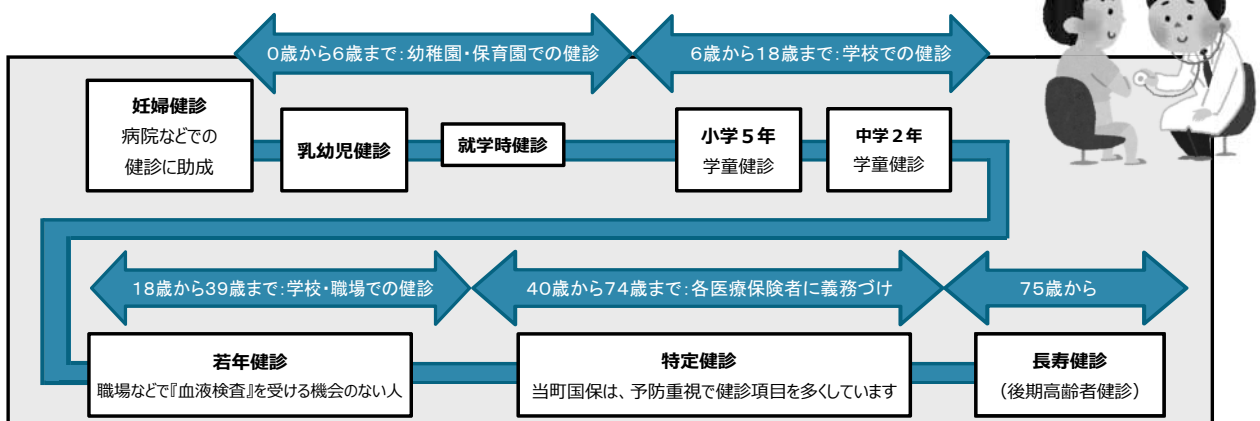
健康ふくし課 健康グループ
☎ 83-5431

■これから受診できる健診

健診場所	実施日	実施時間
交流プラザつつじ館	平成29年2月1日(水)	午前7時～10時
ふれあい交流館	平成29年2月2日(木)	※待ち時間短縮のため30分刻みで受付

【図1】東神楽町の健診

□ : 町が主体で行っている事業





ほそめ先生と はじめての 花育

シクラメンの季節

いよいよ冬本番となりました。晩秋にカメムシが異常発生していました。またカマキリの卵の位置がいつもより高く産み付けられていました。晩秋にカメムシの数が多いときの冬は、かなり寒くなると言われています。またカマキリの卵の位置が高くなると雪の量が増えると言われています。11月上中旬にいつもより早く大雪が降り驚きました。やはり、カメムシとカマキリの予報通り、寒くて雪の多い冬になるのでしょうか。

12月のガーデンセンターや園芸店は、クリスマスカラーに彩られています。室内店舗では、華やかなシクラメンやクリスマスカラーのポインセチア、そして屋外店舗では寒さに強いビオラ・パンジーや葉色の美しいカルーナ、そして大小様々なクリスマス用のモミの木やお正月の寄せ植え用のヤブコウジやおタフクナンテンなどが並びます。年末の店内は、いつもとは違う活気があります。



その中でも11月下旬ごろから本格的に並び始めるシクラメンは、布施明さんが歌った『シクラメンのかほり』がヒットして以来、年末のお花として定番になりました。歌詞にある「真綿色したシクラメンほど清しいものはない出逢いのときの君のようです・・・薄紅色のシクラメンほど眩しいものはない恋するときの君のようです・・・」は、皆さんの耳にも残っていて、カラオケの十八番の方も多いのではないのでしょうか。この真綿色や薄紅色のシクラメンは今でも定番で売れ筋です。最近では、青

紫系のビクトリアブルー、同じく青紫系で香りのあるセレナーディア、さらに黄系のネオゴールデンガールなどの個性的な色幅が増えてきました。花形では、フリンジの花弁に特徴のある人気品種ビクトリアや丸弁が可愛いパピオンなどに加え、八重咲きのチモシリーズなどが店頭で見られるようになってきました。私が注目しているシクラメンは、八重咲きがさらに進化して、真ん丸の薔薇の様な花をつけるローゼスローズ、花以上に葉が美しい銀色葉の品種プラチナリーフなどです。店頭やインターネットで検索してみてくださいね。その美しさに感動しますよ。

シクラメンを選ぶときは、葉の大きさの揃っていて、葉枚数が多いものを選びます。葉の枚数だけ花をつける性質があるからです。園芸品種のシクラメンは寒さに弱く、室内の窓辺に置いて楽しめます。夜間の窓辺は意外に冷えますので、シクラメンと窓の間にカーテンを一枚挟むようにしましょう。終わった花は、タネが付く前に抜き取ります。タネを付けると花数が少なくなります。師走の忙しい日々となりました。風邪などに気を付けて新しい年をお迎えください。来年もよろしくお願ひします。



矢澤 秀成

Profile

現在は、兵庫県、新潟県、静岡県で花好きのマイスターを育成する授業を行い、さらに兵庫県、東京都、静岡県、鳥取県などで、子どもたちと世界に一つだけの花を咲かせる授業を行っている。また静岡県秩父宮記念公園や長野県善光寺、新潟県キラキラガーデンなどのガーデンナーとして活躍している。

子育て

コラム

お子さんとどんな

遊びをしていますか

夏よりも室内で遊ぶことが多くなる冬。子どもが小さいほど、室内で遊ぶことが多いのではないのでしょうか。皆さんは、お子さんとどんな遊びをしていますか？お子さんが遊ぶときに『それは汚れるからダメ』『危ないから大きくなったらね』など、子どもがチャレンジしようとしている遊びを止めたりしたことはありませんか？

よく『集団に入ればできる』『今まで触らせたことがない』といった言葉を耳にします。小さなお子さんでも、保護者が一緒になってできなかったことに挑戦することで、それができるようになります。どうすると危険なのかも教えてあげられます。子どもに教えるとなると『どう教えたらいいの？』と思いますが、一緒に遊ぶだけで、できるよつになることはたくさんあります！

話を聞かせてくれたのは…

子育て支援センター

小島 真弓

子どもは、指先や体を動かして遊ぶことで脳が刺激されるといいます。それが言葉の発達などにもつながるそうです。今回は3つの遊びをご紹介します。

粘土遊び



粘土といったら油粘土を思い浮かべる方が多いと思います。小さいお子さんがいると『ベタベタになる』『口に入れたら大変』と、家庭ではしない方もいるのではないのでしょうか？でも、家庭にあるものを使って簡単に安全な粘土を作ることができます。今では、お店でも小麦粉粘土や米粉でできたものなども販売されているようですが、家庭で自分で作った方が安心ですね。多くの色の食紅が売られているので、自分の好きな色を付けて遊ぶのも楽しいのではないのでしょうか。

お絵描き



絵を描いたりすることは家庭でもしていると思います。今は筆などに水を付けて描くだけで、色がつく塗り絵もあります。小さいうちは口に入れてしまったり、壁や床にはみ出して書いたりすることもあります。今は口に入れても安心な蜜蝋（ミツロウ）クレヨンなどもあります。マーカーやボールペンだと、口に入れてインクを吸ってしまうお子さんもいます。でも、『だからさせない』ではなく、安全に絵を描ける環境を、大人が作ってあげてください。

少し大きくなったら、絵の具を手付けて指スタンプも楽しいです。また、絵の具は綿棒を筆代わりに使ってみるのも楽しいです！



造形遊び



造形遊びとは、紙やハサミ、のりなどを使っていろいろなものを作って遊ぶことです。『ハサミは危険だから』『のりは周りについてしまっから』と使って使わせないのではなく、成長に合わせてものを用意してあげましょう。子どもがハサミを使っていると心配になり、ついやってしまいたくなるかもしれませんが、できるだけ見守ってあげてください。

今回紹介した遊びは、家庭でもよくする遊びだと思います。兄弟だと、上の子をまねをして下の子が『自分にもできる』と思い、やりたがります。それをすぐ止めるのではなく、そのお子さんの発達に合わせて、使うものを工夫するだけで、できることも多くあります。

小さい時の経験は大切です。子どもを手伝うことを我慢し、見守ってあげていろいろなおことにチャレンジさせてあげると良いと思います。

12月

子育て・保健案内板

個 対象者へ個人通知 日 日時 場 場所 対 対象 内 内容 持 持ち物 申 申込 他 その他

お問い合わせ

【■の行事については】

健康ふくし課健康グループ ☎83-5431

【□の行事については】

こども未来課子育て支援センターぱれっと ☎83-3767

にこにこサロン

これっと・ぱれっとを親子のふれあいの場、友達づくりの場として開放しています。

- 場 ①これっと
- ②ぱれっと

- 日 ①【平日】午前9時30分～11時30分
【毎週火・木】午後2時～4時
- ②【平日】午前9時30分～11時30分
【毎週火・金】午後2時～4時

※事業のある日は中止となります。

すくよちのび広場

- 日 12月5日(月)
午前10時～11時30分

- 場 これっと

- 対 0歳～就学前児と保護者

- 内 クリスマス製作

- 申 12月2日(金)午前中までにこども未来課

- 他 その他持ち物など、詳しくはわくわく便りをご覧ください。

子育て講座

- 日 12月7日(水)
午前9時30分～11時30分

- 場 これっと

- 対 0歳～就学前児と保護者(定員15組)

- 内 クリスマスリース

- 申 12月2日(金)午前中までにこども未来課

- 他 参加費1人100円
その他持ち物など、詳しくはわくわく便りをご覧ください。

助産師健康相談

- 日 ①12月13日(火) ②12月15日(木)
午前9時30分～11時30分

- 場 ①ふれあい交流館 1階和室
- ②役場庁舎 1階和室

- 対 妊婦、0歳児、0歳児の保護者

- 内 育児相談、母乳相談

- 持 母子手帳、タオル(母乳相談希望の方)

これっと健康相談

- 日 12月16日(金)
午前9時30分～11時30分

- 場 これっと総合体育館

- 対 全町民

- 内 血圧・体脂肪・体重測定、
保健・栄養相談、歯科相談

- 持 母子手帳、健康手帳

にこにこサロン★志比内

- 日 12月21日(水)
午後1時5分～2時10分

- 場 志比内小学校

- 対 0歳～就学前児と保護者

- 内 クリスマス製作・自由遊び

- 申 志比内地区以外で参加される方は、事前にぱれっとまでご連絡ください。

わくわく教室

- 日 12月22日(木)
午前10時～11時30分

- 場 ぱれっと

- 対 0歳～就学前児と保護者

- 内 クリスマス会

- 申 12月14日(水)午前中までにこども未来課

- 他 参加費子ども1人200円
その他持ち物など、詳しくはわくわく便りをご覧ください。

子育て教育相談

子育てや教育に関する不安・悩みの相談を受けます。あわせて、親子のふれあいの場として『わくわく広場』も開設しています。

- 日 12月26日(月)
午前9時30分～11時30分

- 場 これっと

- 内 おっぱいの話
保健師さんがお話ししてくれます

ぱれっと健康相談

- 日 12月27日(火)
午前9時30分～11時30分

- 場 ぱれっと

- 対 全町民

- 内 血圧・体脂肪・体重測定、
保健・栄養相談

- 持 母子手帳、健康手帳

※こども未来課子育て支援センターが行う行事については『わくわく便り』に詳細を記載していますので、あわせてご覧ください。



INTERVIEW

まちで話題の旬の人をご紹介します。

全道、そして全国の人に 東神楽を知ってもらいたい

こじま しげる
小島 茂さん

東神楽町地域おこし協力隊員

1963年生まれ 53歳

趣味：映画鑑賞

特技：楽器演奏（ギター、アルトサクソ）

「外からの目を常に持ち続けることを忘れず、その中で町民として東神楽町の魅力を発信していきたい」。そう話すのは、地域おこし協力隊員として10月から東神楽町で活動している小島茂さん。地域おこし協力隊とは、地域外の人材を受け入れて地域協力活動を行ってほしい、住民のニーズにこたえながら、地域力の維持と強化を図っていくことを目的に平成21年度から始まった制度。

これまで、主に通信業界で営業として働き、3年前からデスクワークとなった小島さん。立場や環境の変化に対し、新たなやりがいも感じる一方で『もっと人と関わり、人に喜ばれ、相手の笑顔の見える仕事がいい』と思っていたそうです。

『体が少しでも動くうちに、自分の好きな仕事がいい』と考え一念発起。大好きなアウトドアを広める仕事がいいと探していた時に、東神楽町の地域おこし協力隊の募集が目に入ったそうです。

「以前、森林公園を訪れたことがあり、東神楽の自然にとっても惹かれた思い出がありました。募集の情報を見た時には、『これだ!』と思い、すぐに履歴書を書きました」と当時の心境を小島さんは熱く話します。

また、東神楽の景色が、自身が育った奈良県の景色に似ており、親近感を覚えたことも応募動機の一つでした。

「山に囲まれているところで育ったか

地域おこし協力隊のブログとfacebookページのQRコードです。ぜひご覧ください。

QRコード



facebook



ブログ

ら、やっぱり山を見ると落ち着きますね」と、嬉しそうに語ります。

協力隊員として町の魅力を積極的に発信したいと意気込む小島さん。取り組みたいことについて話しを聞くと「まずは冬の体験活動を始めたいです。北海道の冬はとも魅力的に映るのに、何もやっていないというのはもったいないです。チューブ滑りやスノートレッキングなど、親子で楽しめるようなものを用意したいです」と、新しい取り組みへ意欲的な様子。

「自分に与えられた任務は、森林公園の魅力の最大化です。これから行われる大規模なリニューアルなどを通じ、森林公園を日本一の顧客満足度を誇る施設にします」と、力強く話します。

町民の方へのメッセージとして「皆さんに早く顔と名前を覚えてもらいたいです。役場内では『コジさん』と呼ばれているので、見かけたら気軽に声をかけてください。また、地域おこし協力隊のフェイスブックページとブログも始めたので、見てもらえると、とても嬉しいです」と、笑顔で話してくれました。

暮らしに役立つ情報を
皆さんのもとにお届けします



12月

まちの情報案内板

- 役場 ☎83・2111
- 国保診療所 ☎83・2423
- 総合福祉会館 ☎83・2606
- これっと総合体育館 ☎83・5423
- ふれあい交流館 ☎83・3741
- 東神楽町図書館 ☎83・4646
- 交流プラザつつじ館 ☎83・2082
- 大雪消防組合東消防署 ☎83・0119

お知らせ

保育園などの 広域入所制度について

町内在住の児童が、保護者の勤務地などの都合により東神楽町以外の市町村にある保育園や認定こども園に入園を希望される場合は、相手先の市町村との協議が必要となります。

希望する園の待機児童数などによって、入園することが難しい場合がありますが、希望される方はお早めにご相談ください。(特に旭川市内の園は、待機児童が多く、例年入園が困難な状況です)。

■問い合わせ ことも未来課
(☎83-5423) まで

資源ごみ回収用物置を ご利用ください

『資源ごみ回収用物置』をふれあい交流館駐車場に4基、東神楽町役場庁舎裏駐車場に2基設置しています。この物置は施設していませんので、住民の皆様がいつでもペットボトルなどの資源ごみを出してご利用いただけます。ご利用の際は、物置

入口に扱う資源ごみの分類が表示してありますので、該当する物置に資源ごみを入れてください。内部に回収袋を用意していただきますので、ごみ袋などをお持ちになった場合は、回収袋に移し替えてご利用ください。

※物置に出せるごみは『資源ごみ』に限りません。可燃ごみ・不燃ごみは出さしないでください。※汚れのひどいものは、出さな

いでください。※プラスチック製品はすべてが資源ごみの対象とは限りません。『プラ』マークが表示されているものが対象となります。

※物置内で資源ごみを乱雑に置くとかさばってしまい、他の方が出す時の迷惑となります。

■問い合わせ ぐらしの窓口課
(☎83-5402) まで

受診しませんか 子宮・乳がん・骨検診

■期日 平成29年1月16日(月)
1月31日(火)、2月9日(木)、2月17日(金)

■場所 旭川がん検診センター
※バスでの送迎があります
・役場前：午前8時出発
・ふれあい交流館前：午前8時

ふるさと納税

特産品などを募集します

■特産品などの募集について

東神楽町では、町外居住の方からふるさと納税による寄付をいただいた際に、感謝の気持ちを込めて特産品などのお礼の品をお贈りしています。東神楽町のPR、特産品の販売促進および地元経済の活性化などを図るため、町内に事業所を有する事業者により、町内で生産・製造・加工・販売などが行われている特産品(期間限定・数量限定も可)がありましたら、出品についてご協力をお願いします。

※換金および転売の可能性が高いもの(商品券など)は、お礼の品とすることはできません。

■問い合わせ まちづくり推進課(☎83-2113)

自衛官などを募集します

【自衛官候補生】

- 資格 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の男子(採用予定月の1日現在)
- 受付期間 年間を通じて受付
- 試験日 平成28年12月11日(日)・12日(月)
- 試験会場 自衛隊旭川地方協力本部(旭川市春光町) および旭川駐屯地

【高等工科学校生徒(一般)】

- 資格 日本国籍を有する中卒(見込み含)17歳未満の男子(平成29年4月1日現在)
- 受付期間 平成29年1月6日(金)まで
- 試験日 第1次試験：平成29年1月21日(土)
- 試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)

■問い合わせ 自衛隊旭川地方協力本部南地区隊(☎54-5617)

15分出発

※申し込み状況により、1月16日は志比内・忠栄地区、1月31日は八千代・稲荷地区、2月9日は聖台地区への送迎も予定しています。

■対象

- ・子宮がん：20歳以上の町民
- ・乳がん：30歳以上の町民
- （いずれも前年度に受診した方は除きます。ただし、前年度に無料クーポン券を利用して受診した方は対象となります。）
- ・骨粗しょう症：20歳以上の町民（前年度に受診した方、授乳中の方は除きます）

詳しくは、広報折り込みチラシをご覧ください。

※上記日程以外でも通年、個別に旭川がん検診センターで受診することができずので直接お電話（0120-972-489）にてお申し込みください。

■申し込み 各受診日の1週間前までに健康ふくし課健康グループ（☎83-5431）までお申し込みください。

お気軽にご相談

心配ごと相談

毎日の生活の中の困りごとや悩みごとについて、心配ごと相

談員がお話を伺います。

相談は無料で、相談の内容は個人の秘密として固く守られます。

■日時 12月15日（木）

午後1時～4時

■場所 役場庁舎1階

健康相談室

■問い合わせ 社会福祉協議会

（☎83-5424）まで

ご協力ください

歳末たすけあい運動

今年も12月1日から全道一斉に『歳末たすけあい運動』がスタートします。

この運動は、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるようにと実施されています。

寄せられた募金は、それぞれの市町村の中で助成方法が決められます。昨年、東神楽町では皆さんから寄せられた100万円余りの募金を、歳末義援として直接届けられました。

本年は、歳末見舞金、歳末暖房費、歳末高齢者非常食セット、歳末子ども図書券として、申請し助成決定された世帯に対してお届けする予定です。

東神楽町社会福祉協議会では、今年が目録額を例年と同じ一戸500円で、各行政区の社会福祉協議会推進委員を通じて皆さんに『歳末たすけあい募金』の協力を呼びかけています。

皆さんの温かいご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ

東神楽町共同募金委員会

（社会福祉協議会内 ☎83-5424）まで

ご利用ください

すずらん無料法律相談

この無料法律相談は、道内市町村のうち弁護士が定住しておらず、法律事務所が開設されていない地域を対象に、北海道弁護士会が道内の弁護士の協力を得て実施するものです。

■日時 12月15日（木）

午後1時～4時

■場所 役場庁舎1階和室

■担当 旭川弁護士会所属

佐藤真吾弁護士

■相談時間 1人30分程度

■申し込み 要事前予約

■予約先 総務課（☎83-2112）まで

献血にご協力ください

旭川赤十字血液センターの移動採血車『ひまわり号』が、次の日程で愛の献血を実施します。

道内の輸血用血液は、皆さまの善意で提供される血液によって賄われ、多くの尊い命が救われています。多くの皆さまのご協力をお願いします。

12月11日（日）	9:30～16:00	ベストム前
12月12日（月）	9:30～11:50	役場庁舎前
	12:10～13:00	匠工芸前
	14:30～15:20	東神楽農協前
	15:40～16:30	旭川空港ビル前

■問い合わせ 健康ふくし課 健康グループ（☎83-5431）

農業委員会からのお知らせ
参考賃借料の設定

平成21年に農地法が一部改正され、これまでの『標準小作料』が廃止されました。

農業委員会では、これに代わるものとして『参考賃借料』を設定しましたので、平成29年の賃貸借契約の参考として下さい。

■参考賃借料～（田のみ） 10aあたり価格

農地の区分	上田	中田	下田
賃貸料（10a）	14,000円	11,000円	7,000円

ただし、大きな価格変動などがあった場合は、その都度見直しとします

※適用期間：平成28年1月から平成30年12月まで

■問い合わせ 農業委員会（☎83-5440）

税務課からのお知らせ

■償却資産（固定資産税）は期日までの申告を

会社や個人が事業用（工場、飲食店、小売店、農業など）として所有している償却資産（土地・家屋を除く）は申告が必要です。平成29年1月1日現在の状況を、1月31日までに税務課まで申告してください。

【対象となるもの】

構築物（えんとつ、鉄塔、堆肥場など）、機械および装置（ポンプ、乾燥機、動力配線設備など）、車両および運搬具（除雪機、農耕用ロータリー、大型特殊自動車などで自動車税および軽自動車税の対象とならないもの）、工具、器具、備品（OA機器、通信設備、ロッカー、育苗箱など）

■固定資産税をご確認ください

平成28年度の納税通知書にあわせて、固定資産（土地・家屋）の課税明細書を送付しています。もう一度ご覧になり、資産の確認をしましょう。次のようなときは、税務課へ申告、届け出をお願いします。

【家屋】

- ①建物を新築・増築・改築したとき
- ②建物の一部または全部を取り壊したとき
- ③家屋の用途を変更したとき
- ④登記されていない家屋を売買したとき

■家屋評価のご協力をお願い

新增改築（改築は簡易なりフォームを除く）された家屋は、家屋評価（固定資産税）の対象となります。工事完了後に調査員が伺いますので、税務課（☎83-2119）までご連絡願います（評価にあたり建築図面などをお借りする場合があります）。

なお、建築基準法の規定による確認申請書を提出している家屋のうち、完了検査を町が実施している場合は完了検査と同時に評価を行うため、連絡の必要はありません。

■法定調書の提出について

平成28年分の『給与所得の源泉徴収票』などの法定調書をそれぞれ次の区分により平成29年1月31日（火）までに提出してください。

法定調書	提出先
給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、不動産の使用料等の支払調書、その他の法定調書	所轄 税務署長
給与支払報告書（個人別明細書）退職所得の特別徴収票など	市町村長

- ・法定調書に係る問い合わせ
給与支払報告書関係 税務課 ☎83-2119
上記以外 旭川東税務署 ☎23-6291

■問い合わせ 税務課（☎83-2119）

東神楽幼稚園 幼稚園開放

冬休み期間中、幼稚園を開放します。幼稚園に在園している子いない子、みんなで一緒に遊びましょう！

■日時 ①1月10日（火） ②1月13日（金）

■持ち物 運動のしやすい服装、雪遊びができる準備、上靴、ハンカチ、ティッシュ、着替え

■その他 園内での飲食は遠慮ください。
親子での活動になりますので、保護者の方も雪遊びの準備をしてお越しください。



1日のスケジュール	
10:00	遊びの時間（作って遊ぼう）
11:20	かたづけ
11:30	絵本、手遊び、紙芝居
12:00	降園

■問い合わせ 東神楽幼稚園（☎83-2343）

第6期各種保険料

納期限は12月28日（水）です

■国民健康保険料・介護保険料（第6期分）

■後期高齢者医療保険料（第6期分）

平成28年度各種保険料の納期限は12月28日（水）です。納期限を過ぎてから納められる場合、延滞金がかかることがありますので、納期限までに完納くださるようお願いいたします。

また、病気・負傷・失業・事業の倒産などにより生活が著しく困窮した場合や災害により被害を受け納期限までに納めることが困難な場合には、税務課収納対策グループまでご相談ください。

■問い合わせ 税務課収納対策グループ（☎83-5404）



年末年始 くらしの情報について



■戸籍関係

年末年始休業期間の戸籍の届出は、役場 1 階の守衛室で受け付けます。なお、届け出の際には運転免許証などの身分証明書の提示が必要ですのでご持参ください。

また、死亡届を提出する場合は、来庁される前に電話でご連絡ください。防災無線でのお悔み放送を依頼する場合は、あわせてその旨についてもお伝えください。

■医療関係

町立診療所も 12 月 31 日(土)から 1 月 5 日(木)までは休みになります。

年末年始に病気やけがなどで急を要する治療を受けたい場合は、医師会で内科・小児科・外科それぞれに当番医を置いていますので、北海道救急医療情報案内センター（一般電話から：0120-20-8699、携帯電話から：011-221-8699）までお問い合わせください。

■ごみ収集

年末年始は、12 月 30 日(金)まで平常通り収集を行い、12 月 31 日(土)から 1 月 5 日(木)までの期間、ごみの収集は休みになります。しらかば清掃センターも同様に休みになります。新年は 1 月 6 日(金)から再開します。詳しくは、広報 1 月号などをご覧ください。

年末年始、役場などの公共施設は長期の休業となります。各施設の休業期間は下表をご覧ください。

■公共施設などの休業期間

施設名	休業期間
役場庁舎	12 月 31 日(土)～1 月 5 日(木)
町立診療所	
交流プラザつつじ館	
総合福祉会館	
これっと・総合体育館	
ぱれっと	
ふれあい交流館	
東神楽町図書館	12 月 31 日(土)～1 月 3 日(火)
スクールバス	

■し尿くみ取りの年内最終日と年始再開日（※ 1）

年内最終日：12 月 22 日(木)

年始再開日：1 月 5 日(木)

（※ 1）し尿くみ取りは通常、毎月 1 日・11 日・21 日に実施しています。

国民年金を忘れずに納付しましょう

■保険料の納め忘れはありませんか？

日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の方は、国民年金に加入することになっています。老齢基礎年金や障害基礎年金などの給付を受けるためには、保険料の納付期間や免除期間などに一定の要件が定められています。保険料の納め忘れがありますと、年金を受けられなくなる場合がありますので保険料は忘れずに納めましょう。

■保険料を納めることが困難な方は

保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除される『免除制度』があります。免除の承認については、本人や配偶者、世帯主の前年度の所得状況により決定されます。

■保険料の納付は口座振替が便利です

口座振替にすると保険料を納めに行く手間が省けるばかりか、納め忘れから年金が受けられなくなることもありませんのでとても便利で確実です。口座振替をご希望の方は『納付書、預貯金通帳、通帳印』をお持ちのうえ、金融機関、郵便局の窓口にあります『口座振替納付（変更）申出書』に必要事項を記入し、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し込みください。

■平成 28 年度保険料

月額 1 万 6,260 円



■問い合わせ くらしの窓口課 戸籍グループ(☎83-5401)

高齢者、障がい者、ひとり親家庭の皆さんへ 冬の生活支援費を支給します



町では対象世帯に対し、冬期間に増大する燃料費や暖房器具の購入費などの一部を支給します。期日までに申請手続きを行ってください。

■対象となる世帯

基準日（平成28年12月1日）に町内に住所を有する平成28年度の市町村民税が非課税の世帯で、次の1～3のいずれかに該当する世帯（世帯が別であっても同じ家に住んでいる場合は同一世帯とみなします）

1. 高齢者世帯

世帯全員が平成29年3月31日までに65歳以上となる非課税世帯

2. 障がい者世帯

障がい者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている方がいる非課税世帯

3. ひとり親世帯

- ・ひとり親家庭等医療受給者証の交付を受けている
- ・児童扶養手当を受給している

上記のいずれかに該当する非課税世帯

※ただし、次の場合は該当しません。

- ・対象となる世帯のほかに、市町村民税の課税者が同居している場合
- ・医療機関に長期入院している場合

・対象となる高齢者、障がい者（児）などが社会福祉施設および職員が常駐している建物に入所している場合

■支給額 1世帯あたり5,000円分の商品券を支給

■受付期間 平成28年12月1日(木)～平成29年3月31日(金)

※郵送の場合3月31日消印まで有効
■受付場所 健康ふくし課、ふれあい交流館
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）
窓口での手続きが難しい方には、申請書を郵送しますのでご連絡ください。役場以外で受付された場合、支給決定などは後日通知します。

■持ち物 印鑑
※平成28年1月1日以降に転入した場合などで、町に課税資料がない方は、平成28年1月1日に居住していた市町村発行の『市町村民税非課税証明書』が必要です。

臨時窓口を12月16日(金)に設置します	
時間	場所
9:00～9:45	忠栄公民館
10:15～11:00	志比内公民館
13:15～14:00	聖台公民館
14:15～15:00	稲荷公民館
15:15～16:00	八千代公民館

■問い合わせ 健康ふくし課 ふくしグループ(☎83-5430)

スケート靴はありますか？

冬期間の間、東聖小学校にスケートリンクを開設します。不要のフィギュアスケート靴、アイスホッケー用スケート靴がありましたら、ご提供ください。管理棟で無料貸し出しを行うなど、有効活用させていただきます。



■問い合わせ 地域の元気づくり課(☎83-5407)

参加しませんか？ 冬の足腰げんき教室

介護予防のための運動教室を開催します。冬期間の継続した運動の場として、ぜひご活用ください。

■対象者 介護保険の認定を受けていない65歳以上の方で、体力の低下を感じている方。

■日 時 1月10日から3月28日の毎週火曜日

■場 所 つつじ館 午後1時～2時
ふれあい交流館 午後2時30分～3時30分

■講 師 松本章子先生（運動インストラクター）

■内 容 介護予防のストレッチ・ウォーキングなど

■定 員 20名程度（参加費無料）

■持ち物 上靴、バスタオル（ヨガマット）、タオル

■申込み 12月26日(月)までに地域包括支援センターまで

■問い合わせ・申込み 地域包括支援センター(☎83-5600)



大掃除の季節！
ルールを守って正しいごみ分別を

【燃やせるごみ】

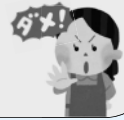
- ・生ごみは水分をよく切ってから出してください。
- ・紙オムツは汚物を取り除いてから出してください。
- ・可燃ごみ処理券を貼ってください。

【燃やせないごみ】

- ・刃物は厚紙に包み『危険』と記入して出してください。
- ・不燃ごみ処理券を貼ってください。

◇次のようなごみは回収できません◇

- ・【燃やせるごみ】と【燃やせないごみ】に正しく分別されていないもの。
- ・ごみ処理券を貼っていないもの。



【有害ごみ】

- ・有害ごみの日に透明または半透明の袋に入れ『有害ごみ』と記入して出してください。
- ・乾電池や蛍光灯のほか、使い捨てライターや可燃性ガスの入ったスプレー缶（カセットボンベ、殺虫剤など）が対象です。※ごみ処理券を貼る必要はありません。
- ※スプレー缶は穴を開ける必要はありません。また、スプレー缶はその他の有害ごみとは混ぜないでください。
- ※燃やせないごみとは袋を分けて出してください。

【資源ごみ】

- ・汚れている場合は必ず洗ってください。
- ・汚れの落ちないものについては、それぞれ燃やせるごみ、燃やせないごみとして出してください。

【大型ごみ】

- ・45ℓサイズのごみ袋に入らないもの（袋に入れて口が結べないもの）や重量 10kg以上のものは大型ごみになります。
- ・大型ごみ処理券を貼り、東神楽環境企業組合（☎83-5425）へ戸別収集の申し込みをしてください。

【小型家電】

- ・小さい物は袋などに入れ、大きい物はごみボックスの横に出してください。
- ・箱、梱包していたビニール袋、説明書などは分別してください。
- ・ゲーム機などに入っている電池・バッテリーは取り外しが可能なものは、取り外してください。
- ・パソコンは本体のみ回収しています。（ブラウン管式モニター、液晶モニターは対象外）ノートパソコンも回収しています。

【大量のごみが出た場合】

家庭で大量のごみが出た場合は、個人でしらかば清掃センターに持ち込むことができます（10kgにつき 80 円の処理手数料がかかります）。家電リサイクル・パソコンリサイクル対象品や農業用ビニール、タイヤ、ホイールなど自動車の部品類は持ち込みできません。

【家電ごみ】

次の家電については家電リサイクル法対象品目のため、一般のごみとして収集することができません。

◎家電リサイクル対象品目

テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

【処分方法】

①家電販売店に依頼する

家電販売店で、過去にそのお店から購入したものや買い替えるときに不要になった家電の引き取りを依頼してください。

②直接自分でメーカー指定の引き取り場所まで持ち込む

郵便局で家電リサイクル券を購入し、直接メーカー引き取り場所まで持ち込む。

◆しらかば清掃センター◆ 美瑛町字下字莫別 5 ☎ 92-2247

利用日：月～土曜（祝日）8：30～17：15 休館日：日曜、年末年始（12/31～1/5）

◆家電リサイクル 引き取り場所◆ ※対象品目や一部メーカーで料金が異なります。

- ①(株)鈴木商会道北支店旭川事業所 旭川市永山北4条6丁目1番3 ☎ 47-0000
- ②札幌通運(株)旭川支店 旭川市永山北1条7丁目38番地 ☎ 48-2101

■問い合わせ くらしの窓口課（☎83-5402）

世界料理教室
フランス田舎料理編

■日時 12月17日(土) 午前9時～午後1時

■場所 ふれあい交流館

■対象者 町内在住・在勤の方

(定員 20 名、5 名以下で中止)

■参加費 500 円 ※当日集めます

■締切・申込み

12月9日(金)までに電話またはメールにてお申し込みください。

【電話】

83-2113 (まちづくり推進課)

【E-Mail】

kokusai@town.higashikagura.lg.jp

※小さなお子様同席での出席も可能ですが、託児はありません。



■問い合わせ まちづくり推進課（☎83-2113）

北方領土返還運動に
ご協力ください

北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。日露首脳会談が12月に山口県で開催されることが決まり、また、政府も北方領土問題の解決に向けて強い決意を示したことから、北方領土返還への機運が高まりつつあります。北方領土問題の1日も早い解決を期待している北海道としては、国の外交交渉を積極的に後押しする立場から、さらに道民世論の結集を図るため、啓発活動を展開しています。皆さんの北方領土返還運動へのご理解とご協力をお願いします。



■問い合わせ まちづくり推進課（☎83-2113）

今年度最後の機会です 各種健診のご案内

■期日・場所

- 交流プラザつつじ館
平成 29 年 2 月 1 日(水)
- ふれあい交流館
平成 29 年 2 月 2 日(木)

■受付時間

午前 7 時、7 時 30 分、8 時、8 時 30 分、9 時、9 時 30 分、10 時
(各時間定員 13 名)

■対象 30 歳以上の町民

■内容 特定健診、胃がん・肺がん・大腸がん検診、前立腺がん検診(40 歳以上の男性が対象)、肝炎ウイルス検査(40 歳以上で過去に検査を受けたことがない方が対象)

■申込み

12 月 30 日(金)までに健康ふくし課健康グループ(☎ 83-5431)までお申し込みください。詳しくは今月号の広報折り込みチラシをご覧ください。

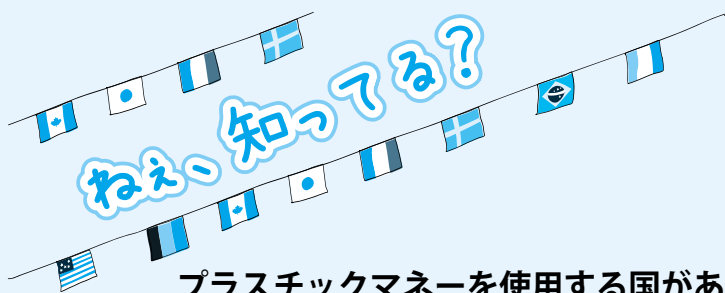
特定健診	
加入している医療保険	必要な手続き
国民健康保険	4 月下旬に(途中加入の方は随時)大雪地区広域連合から『特定健診受診券(ピンク色)』が世帯ごとに送られています。ご都合に合わせて申し込みをしてください。
国保以外の医療保険の被扶養者の方	職場を通して申請をする必要があります。詳しくは(健診料含む)お勤めの職場または医療保険加入先にお問い合わせください(加入者本人は 2 月の健診を受診できません。)

長寿医療制度健診(75 歳以上の方)	
後期高齢者医療保険	健康ふくし課健康グループ(☎ 83-5431)までお申込みください。

若年健診	
18~39 歳で血液検査を含む健診の機会のない方	健康ふくし課健康グループ(☎ 83-5431)までお申込みください。



■問い合わせ・申込み 健康ふくし課 健康グループ(☎83-5431)



プラスチックマネーを使用する国がある?!

一般的に紙幣は紙と麻、綿などを混ぜて作られていますが、近年世界各国ではオーストラリアが開発したポリマー紙幣(プラスチック紙幣)も流通しています。

【経緯】

1967 年にオーストラリアで 10 ドルの偽造紙幣が発見され、同年にはカラーコピー機が発売されました。この事件の翌年、偽造防止のための研究が始まり、1972 年に現在流通しているものの原型となるものが提案されました。1980 年前半にはアメリカがプラスチック紙幣を製造してみましたが、気温が高いところでは印刷されたインクが溶け出してしまうという問題がありました。こういった

中、1988 年にオーストラリアが通貨として初めて発行し、現在に至ります。

【特長】

- 変形しづらく燃やしにくい、水に濡れても問題ないなど、耐久性に優れる
- シュレッターして原料の再利用が可能
- 偽造することが難しい

現在プラスチックマネーが流通している国は、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、ルーマニアやベトナムなど、たくさんあります。加えて、記念紙幣として発行している国もあるそうです。今度海外へ旅行する時には、紙幣の違いに注目してみてくださいね!

紙幣編



リェーン・ジーン

Profile

1981年台湾生まれニュージーランド育ち(両方の国籍を所有)。大学ではマーケティングと日本語を専攻。台湾語・中国語・英語・日本語の4ヶ国語に精通。2005年に英語指導助手として来日。2014年から東神楽町の国際交流員(CIR)として勤務。趣味は読書、着物の着付け、ネイルアート、スノーボードなど。

図書館からのお知らせ

■ 東神楽町図書館 ☎ 83-4646

東神楽町図書館新刊

言っではいけない (橘 玲)
 栄養素の通になる (上西 一弘)
 天を灼く (あさの あつこ)
 氷の轍 (桜木 紫乃)
 ぞくぞく村のにじ色ドラゴン (末吉 暁子)
 パンダなりきりたいそう (いりやま さとし)

ふれあい交流館新刊

マグカップケーキ (本間 節子)
 捨てトレ (野沢 恭恵)
 孤篷のひと (葉室 麟)
 サバンのいちにち (斉藤 洋)

J A文庫新刊

はじめてでもおいしく作れる 和のお菓子
 おいしい豆料理手帖 (大庭 英子)
 つくりおきスープ (市瀬 悦子)
 図解 知識ゼロからの林業入門 (関岡 東生)

このほかにも、東神楽町図書館とふれあい交流館にも多くの図書が入荷しています。ぜひお越しください。

おすすめ絵本



『クリスマスにはおくりもの』
五味太郎 / さく
(絵本館)

クリスマスイブの夜。おくりものを楽しみに眠っている女の子のもとへ、サンタさんは今年もやってきます。いつものように靴下におくりものを入れようとする、そこには…。心のこもった贈り物と女の子の優しさに心温まる物語。クリスマスの楽しみ方がまたひとつ増えるような絵本です。

イベント案内

今の特集

図書館では特集コーナーを設けて、テーマに沿った本をまとめて置いています。

- 実用書 暖かくなる本特集
- 児童書 カゼをひかないように特集



日本ハムファイターズ読書応援企画『グラブを本に持ち替えて』

栗山監督や選手たちが、宇宙にまつわる書籍、絵本を紹介しています。

- 開催期間 12月4日(日)まで
- 場 所 東神楽町図書館展示ホール



クリスマス展

今年も大きなクリスマスツリーなどを展示します。

- 開催期間 12月6日(火)～12月25日(日)
- 場 所 東神楽町図書館展示ホール
- 入 場 料 無料



お休みのお知らせ

- ◆ おうまのおやこ絵本よみかかせ会
12月はお休みです
- ◆ 図書館システム更新のため休館
12月19日(月)～21日(水)
- ◆ 月末図書整理日
12月22日(木)
- ◆ 年末年始休館日
12月31日(土)、1月1日(日)～5日(木)



冬休み子ども映画会

冬休みに子ども向けの映画会を開催します。

- 開催日 ①12月27日(火) 午前10時～12時
東神楽町図書館 2階 視聴覚室
②12月28日(水) 午前10時～12時
ふれあい交流館 2階 会議室
- 上映内容 ・おじゃる丸『わすれた森のヒナタ』
・マダガスカル3
- 入 場 料 無料(申込み不要)



12月

EVENT CALENDAR

イベント カレンダー

休館日案内 つ 交流プラザつつじ館 図 東神楽町図書館

1日(木)	■冬の生活支援費支給 受付開始(P26) ■図書館『グラブを本に持ち替えて』(~4日まで)(P29)	
2日(金)		
3日(土)	■中央保育園 生活発表会	
4日(日)		つ
5日(月)	■すくよちのび広場(P20)	図
6日(火)	■図書館『クリスマス展』(~4日まで)	
7日(水)	■子育て講座(P20)	
8日(木)		
9日(金)		
10日(土)	■認定こども園花の森 生活発表会	
11日(日)		つ
12日(月)		図
13日(火)	■助産師健康相談(ふれあい交流館)(P20)	
14日(水)		
15日(木)	■助産師健康相談(役場)(P20) ■心配ごと相談(P23) ■すずらん無料法律相談(P23)	

16日(金)	■これっと健康相談(P20) ■冬の生活支援費支給の臨時窓口開設(P26)	
17日(土)	■世界料理教室(P27)	
18日(日)		つ
19日(月)	■図書館システム改修による休館(~21日まで)(P29)	図
20日(火)		図
21日(水)	■にこにこサロン★志比内(P20)	図
22日(木)	■わくわく教室(P20) ■月末図書整理日(P29)	図
23日(金)	【天皇誕生日】	つ
24日(土)		
25日(日)		つ
26日(月)	■子育て教育相談(P20)	図
27日(火)	■ばれっと健康相談(P20) ■冬休み子ども映画会(図書館)(P29)	
28日(水)	■各種保険料の納期限(第6期)(P24) ■冬休み子ども映画会(ふれあい交流館)(P29)	
29日(木)		
30日(金)		
31日(土)		

【公共施設などの休業情報】※詳細はP.25をご覧ください。

施設名	休業期間
役場庁舎	12月31日(土)~1月5日(休)
町立診療所	
交流プラザつつじ館	
総合福祉会館	
これっと・総合体育館	
ばれっと	
ふれあい交流館	
東神楽町図書館	12月31日(土)~1月3日(火)
スクールバス	



ご意見・ご感想を
お寄せください